

富津市立保育所の民間移管に係る社会福祉法人募集要領

富津市立保育所の移管を受ける社会福祉法人を以下のとおり募集します。

1. 移管する保育所

- (1) 名 称 富津市立青堀保育所
- (2) 所在地 富津市青木82番地
- (3) 定 員 200人
- (4) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
- (5) 床面積 1,276㎡
- (6) 建築年 昭和58年

※平成17年8月頃から屋根及び外壁の改修工事を実施する予定です。

2. 移管年月日 平成18年4月1日

3. 移管方法

(1) 建物・施設

建物（園舎、倉庫）及び施設（遊具を含む）を無償譲渡します。

(2) 土地

保育所敷地を無償貸付けします。

(3) 備品等

保育所に配置されている備品等は、市長が認める範囲において、無償譲渡します。

4. 応募資格

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 千葉県内において社会福祉法人立の保育所を安定的に運営しており、継続して10年以上であること。
- (2) 新たに保育所を運営するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 移管の条件を遵守できること。

5. 移管条件

別紙「富津市立青堀保育所民間移管に係る条件」のとおり。

6. 申込書の配布及び受付

(1) 配布及び受付場所

富津市役所市民福祉部福祉事務所児童家庭係
富津市下飯野2443番地 市役所本庁舎1階

(2) 配布期間及び時間

平成17年7月25日(月)～7月29日(金)
午前8時30分～午後5時15分

(3) 受付期間及び時間

平成17年8月29日(月)～8月31日(水)
午前8時30分～午後5時15分

7. 移管予定保育所の見学

8月上旬に青堀保育所の見学を予定しています。申込書を受領された法人に対して、別途ご連絡します。

8. 受諾法人の決定

富津市公立保育所民間移管受諾法人選考委員会により、書類審査による第1次選考、理事長及び施設長予定者等の面接及び現に運営している保育所の見学による第2次選考を行い選考された結果報告を受け、市長が決定します。

ただし、地方自治法第96条第1項第6号の規定による議会の議決が必要になります。

9. その他

(1) 提出書類は返却いたしません。(提出書類は法人選考以外の目的には使用しません。)

(2) 選考結果は、10月下旬に応募された法人に書面をもって通知します。

問合せ先

富津市役所市民福祉部福祉事務所児童家庭係
〒293-8506 富津市下飯野2443
TEL0439-80-1256 Fax0439-80-1355